

坂祝町電子入札運用基準

(趣旨)

第1条 この運用基準は、坂祝町電子入札実施要綱（平成21年訓令第40号）に定めるもののほか、発注者と入札参加者が、コンピュータとインターネットを利用したシステムで行う入札手続（以下「電子入札」という。）について円滑かつ適切に運用できるよう、基準を定めることを目的とする。

(電子入札の対象案件)

第2条 電子入札の対象案件は、坂祝町が発注する建設工事及び測量・建設コンサルタント、設計等業務委託の請負について行う一般競争入札及び指名競争入札とする。

(電子入札から書面入札への変更を認める基準)

第3条 電子入札による手続きの開始後、入札参加者から紙による入札（以下「書面入札」という。）への変更の承諾を求められた場合、入札書受付締切予定日時までの間で次の各号のいずれかに該当する場合に限り、当該入札参加者の電子入札から書面入札への変更を承諾するものとする。ただし、全体の入札手続に影響がないと認められる場合に限る。

(1) 電子入札システムの障害により、入札締切に間に合わない場合

(2) その他やむを得ない事由があると認められる場合

(書面入札に変更する場合の取扱い)

第4条 前条の規定により、電子入札から書面入札への変更を承諾した場合は、速やかに当該入札参加者より書面入札方式参加申出書（様式1）を提出させるとともに書面入札業者として登録するものとし、当該入札参加者に対し、書面入札業者としての登録後においては電子入札にかかる作業を行わないように指示するものとする。ただし、電子入札システムにより既に実施済みの書類の送受信は有効なものとして取扱い、別途の交付、受領手続きを要しないものとする。

また、電子入札システムにより既に指名通知書を発行済みの場合は、書面入札での参加についての情報のみ公開し、電子入札での参加についての情報は非公開として取扱うものとする。

(書面入札による入札書の提出)

第5条 書面入札による参加の場合における入札書の提出日時は、電子入札システムの開札日時と同一とする。

(書面入札への変更時の処理)

第6条 特段の事情により、発注者が当該案件を電子入札から書面入札へ変更することとなった場合は、当該案件名に「（書面入札に移行）」と追記変更し、以降当該案件にかかる電子入札システム処理は行わないものとする。

(案件登録)

第7条 電子入札の入札書受付締切予定日時は、入札案件ごとに定めるものとする。その他の期間等日時の設定にあたっては、従来の書面入札における運用に準じて設定するものとする。

(仕様書、提出書類の作成要領及び申請書等の登録)

第8条 発注者は、次の各号に該当する場合を除き、仕様書、提出資料の作成要領、公告の写し又は指名通知書、入札注意事項及び特定建設共同企業体(以下「特定JV」という。)に係る様式(以下「仕様書等」という。)を電子入札システムへ登録するものとする。

(1) 仕様書等のファイル容量の合計が10MBを超える場合

(2) 仕様書等を電子化することが困難な場合

第9条 発注者は、仕様書等の電子化が困難な場合は、通常入札における運用に準じて閲覧又は貸与に供するものとする。

(工事費内訳書の提出)

第10条 工事費内訳書の作成に使用するアプリケーションソフト及び保存するファイルの形式は次のいずれかを選択するものとする。

使用アプリケーション	保存するファイル形式
Microsoft Word	Word2000形式以下で保存
Microsoft Excel	Excel2000形式以下で保存
その他のアプリケーション	PDFファイル (Acrobat7以下で作成のもの) 画像ファイル (JPE形式)

(圧縮方法の指定)

第11条 ファイル圧縮を行う場合は、LZH形式によるものとする。ただし、自己解凍方式は指定しないものとする。

(入札書への工事費内訳書の添付)

第12条 工事費内訳書は、入札書の送信時に1MBに収まるように作成したうえで、添付して提出するものとする。ただし、発注者が指示した場合は、指示した方法により定められた期限までに提出するものとする。

(ウイルス感染ファイルの取扱い)

第13条 電子入札システムにおいてファイル等を添付又は提出する場合は、提出前に必ず提出者の責任においてウイルス対策ソフト等により、感染していないことを確認するものとする。

2 入札参加者から提出された工事費内訳書等のウイルス感染が判明した場合は、ただちに閲覧を中止し、ウイルス感染している旨を当該入札参加者へ電話等で連絡し、原則として書面で持参することによりあらためて提出するよ

う指示するものとする。

(開札が長引いた場合の入札参加者への連絡)

第14条 開札予定時刻から落札決定通知書又は再入札通知書の発行までに著しく時間を要する場合は、入札参加者に対し、必要に応じて電子入札システムにより状況の情報提供を行うものとする。

(くじになった場合の取扱い)

第15条 落札となるべき同価格の入札をした者(以下「くじ対象者」という。)が2人以上あり、くじにより落札者の決定を行うこととなった場合、発注者は、入札参加者全員に対し、くじを実施する旨及びくじ対象者等を電子入札システムにより通知し、くじ実施後、電子入札システムにより、落札決定通知書を発行するものとする。ただし、くじ対象者がすべて書面入札業者の場合は、その場においてくじを実施のうえ、落札決定通知書の発行を行うものとする。

(入札参加者側の障害により入札書受付締切時刻又は開札時刻を変更(繰下げ)する場合の基準及び取扱い)

第16条 入札参加者側の障害により電子入札ができない旨の申告があった場合は、障害の内容と復旧の可否について調査確認を行うものとする。この場合、すぐに復旧できないと判断され、かつ、次の各号いずれかに該当する障害により複数の入札参加者が参加できない場合は、入札書受付締切予定日時及び開札予定日時の変更(繰下げ)を行うことができるものとする。

(1) 天災

(2) 広域・地域的停電

(3) プロバイダ、通信事業者に起因する通信障害

(4) その他時間延長が妥当であると認められる場合。ただし、ICカード(電子入札コアシステムを管理する財団法人日本建設情報総合センターが指定する認証局が発行する電子証明書が格納されたICカードをいう。以下同じ。)の紛失・破損、端末の不具合等入札参加者の責による障害であると認められる場合を除く。

第17条 変更(繰下げ)後の開札予定日時が直ちに決定できない場合は、電子入札システムにより仮の日時を入力した日時変更通知書を送信する(送信できない場合は電話等で対応する)ものとし、当該通知書の記事入力欄には開札日時正式決定後に再度日時変更通知書が送信される旨の記載をし、正式な開札日時が決定した場合には再度日時変更通知書を送信する(送信できない場合は電話等で対応する)ものとする。

(発注者側(電子入札システムを管理委託している業者を含む)の障害により入札書受付締切日時又は開札予定日時を変更(繰下げ)する場合の取扱

い)

第18条 発注者側に障害が発生した場合、障害復旧の見込みがある場合には入札書受付締切予定日時及び開札予定日時の変更（繰下げ）を行い、障害復旧の見込みがない場合には書面入札に変更するものとし、それぞれ電話等にて対応するものとする。

復旧の見込みがあるが、変更（繰下げ）後の開札予定日時が直ちに決定できない場合においては、仮の日時を入力した日時変更通知書を送信する（送信できない場合は電話等で対応する）ものとし、当該通知書の記事入力欄には開札日時正式決定後に再度日時変更通知書が送信される旨の記載をし、正式な開札日時が決定した場合には再度日時変更通知書を送信する（送信できない場合は電話等で対応する）ものとする。

（入札書が未送信で、かつ、連絡のない入札参加者の取扱い）

第19条 入札書受付締切時刻になっても入札書が電子入札サーバーに未到達であり、かつ入札参加者からの連絡がない場合は、当該入札参加者が入札を辞退したものと見なす。

（電子入札を利用することができるICカードの基準）

第20条 電子入札を利用することができるICカードは、代表者（坂祝町競争入札参加者名簿に登録されている者。以下同じ。）のICカードに限る。

なお、ICカード利用者は、電子入札システムへの利用者登録申請を行わなければならない。

（特定建設工事共同企業体におけるICカードの取扱い）

第21条 特定建設工事共同企業体（以下「特定JV」という。）が電子入札に参加する場合に利用することができるICカードは、代表会社の代表者のICカードとする。

また、特定JVが電子入札に参加する場合は、個別案件についての特定JVの構成会社の代表者から代表会社の代表者に対する入札、見積に関する権限について委任状の提出を求めるものとする。

（ICカード不正使用等の取扱い）

第22条 入札参加者がICカードを不正に使用等した場合は、当該入札参加者の指名を取消す等、当該入札への参加を認めないことができる。落札後にICカードの不正使用等が判明した場合は、契約締結前であれば契約締結を行わないことができる。また、契約締結後にICカードの不正使用が判明した場合は、当該案件の進捗状況等を考慮して契約を解除するか否かを判断するものとする。

< ICカードを不正に使用等した場合の例示 >

(1) 他人のICカードを不正に取得し、名義人になりすまして入札に参加し

た場合

- (2) 代表者が変更となっているにもかかわらず、変更前の代表者の I C カードを使用して入札に参加した場合
- (3) 同一案件に対し、同一業者が故意に複数の I C カードを使用して入札に参加した場合

附 則

この基準は、平成 2 1 年 7 月 1 日から適用する。